

答 申 書  
(答申第14号)  
平成18年1月19日

---

1 審査会の結論

アパートの管理会社あてに〇〇警察署長が出した改善命令書に対する管理会社からの回答書を不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇××××××の管理会社あてに〇〇警察署長が出した改善命令書及び管理会社からの回答書（平成16年中）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、〇〇警察署長が出した改善命令書については、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき一部開示決定処分を行ったが、管理会社からの回答書については、実施機関が作成、管理していないことを理由として条例第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分について開示する処分に変更することを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 審査請求人は、平成17年4月18日〇〇警察署内で〇〇課の警察官が、大量のファイルの中の1枚を、「3台にしたと回答をもらっている」等と読み上げたので、管理会社からの回答書が存在すると主張する。

また、不存在ということであれば、文書で改善を求めておいて、以後1年以上何もせずにといたということとなり、長期にわたり解決できなかった理由を検証したいので、処分の変更を求めると主張する。

イ 実施機関は、管理会社から回答書を受けた事実はなく、相談を担当した警察官が読み上げた文書は、審査請求人から駐車方法の改善に係る相談を受理したことに伴う〇〇警察署における一連の対応経過を記録した文書（以下「対応経過の記録文書」という。）であり、「管理会社からの回答書」を読み上げたものではないと説明する。

また、〇〇警察署から管理会社に対して発出した「改善命令書」は、法令等の根拠に基づいて発出したものではないので、同命令書に対する文書等での回答義務が生じるものではないが、同管理会社からは電話により、改善する旨の回答を得ており、同管理会社からは本件回答書も含めて、警察に対して文書を発出したことはない旨の回答を得ていると説明する。

ウ 当審査会は、実施機関に対して、対応経過の記録文書の提示を求め、審査会において見分した。

当該文書は、本件処分に関係する相談内容が時系列に、担当警察官により記載さ

れており、当該管理会社と〇〇警察署との電話又は面談による協議内容が記載されているが、当該文書には当該管理会社からの回答書は添付されていなかった。

また、実施機関が対応経過の記録文書とともに提示した電話受理簿によると、当該管理会社は〇〇警察署に対して改善命令書に対する回答書を送付していないことが認められた。

以上のとおり、実施機関の説明の聴取及び関係文書の見分をした限り、実施機関は管理会社からの回答書を取得しておらず、したがって、また管理もしていないことが認められる。

よって、管理会社からの回答書を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年 9 月 29日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 諮問書の受理（諮問番号10）</li><li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書）の提出</li></ul>
平成17年10月 3 日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新規諮問事案の報告</li><li>○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託</li></ul>
平成17年11月21日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li><li>○ 審査請求人の意見陳述</li><li>○ 審議</li></ul>
平成17年12月12日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 審議</li></ul>
平成18年 1 月 16日 （第 7 回審査会）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 答申案審議</li></ul>
平成18年 1 月 19日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 答申</li></ul>